

I 総 説

1 業 務

本県の計量行政は、計量法の目的である適正な計量の実施を確保し、経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として、次のような業務を全県を対象に行っている。

- ① 特定計量器の検定
- ② 車両等装置用計量器の装置検査
- ③ 基準器の検査
- ④ 特定計量器の定期検査（平成 18 年度から(一社)新潟県計量協会に業務委託）
- ⑤ 計量器等の立入検査
- ⑥ 計量証明検査
- ⑦ 計量関係事業の登録、届出
- ⑧ 計量関係事業者に対する指導監督
- ⑨ 適正計量管理事業所の指定及び計量管理の推進指導
- ⑩ 計量思想の普及
- ⑪ その他計量に関すること

なお、**新潟市**は昭和 27 年 9 月から特定市として経済産業大臣の指定を受け、同市の特定計量器の定期検査や計量器等の立入検査などの業務を行っている。さらに、平成 19 年 4 月 1 日からは**長岡市**と**上越市**が特定市となり、各市の計量業務を行っている。

本県は江戸時代に幕府の許可のもと、ます座、はかり座があったという歴史があり、古くから「ものさし」「ます」「はかり」の製造事業者が長岡市や三条市に存在した。このことから両市に支所が設置されていたが、機構改革の一環として昭和 58 年 12 月 31 日をもって両支所が廃止され、新潟市内の本所に統合され、さらに昭和 59 年 1 月 1 日には本所が三条市に移転し、現在に至っている。

近年、消費者保護や環境に対する意識の高まりから、数量の基本となる計測への信頼性が重視されており、計量行政への期待も増している一方、その対象分野が増加、多様化していることから、広範囲な対応が求められている。

2 沿 革

(令和6年度末現在)

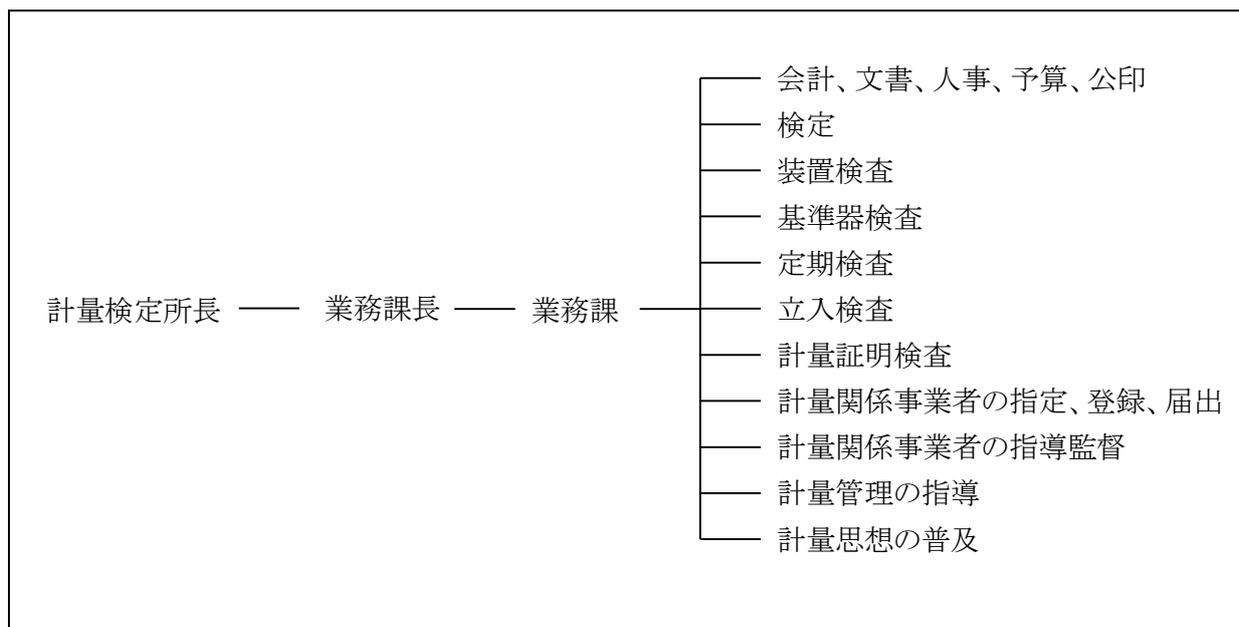
明治8年の度量衡取締条例の制定とともに度量衡業務が各県において開始され、その後幾多の変遷を経て今日に至っている。

明治	8年8月 24年3月 26年1月 26年12月 33年4月 35年7月	◇度量衡取締条例（太政官達）制定：近代日本最初の度量衡法規 ◇度量衡法公布（26年1月施行） 『度量衡検定所』を県庁舎（新潟市東中通）に設置 [長岡支所] 古志郡長岡町（現長岡市）坂之上に設置 [三条支所] 南蒲原郡三条町（現三条市）八幡小路に設置 [長岡支所] 長岡町千手町に移転
昭和	7年9月 9年10月 20年8月 23年 26年6月 27年4月 38年4月 45年8月 46年4月 50年11月 58年12月 59年1月	[本所] 県庁舎移転に伴い 新県庁舎（新潟市学校町通）に移転 [三条支所] 旧南蒲原郡役所（三条市西裏館：後の合同庁舎）に移転 [長岡支所] 戦災により焼失 [長岡支所] 長岡市役所（長岡市大手通）に仮事務所開設 ◇旧計量法公布（27年3月施行） 『度量衡検定所』を『計量検定所』に改称 [長岡支所] 長岡市南町に新築移転 [本所] *庶務課、業務課の2課体制に [長岡支所] 新築された長岡総合庁舎（長岡市四郎丸町）に移転 [本所] 新潟市川岸町に新築移転 タクシーメーター走行検査場設置 [長岡支所] タクシーメーター走行検査場設置 [三条支所][長岡支所] 機構改革により両支所を廃止し本所に統合 『計量検定所』を新築された 三条総合庁舎（三条市東裏館）に移転 タクシーメーター走行検査場設置 *庶務課、指導課、業務第一課、業務第二課の4課体制に
平成	4年5月 12年4月 14年4月 18年4月 19年4月 30年2月	◇新計量法公布（5年11月施行） ◇地方分権一括法施行 計量法上の地方自治体の事務の大部分が機関委任事務から自治事務に *指導検査課、検定課の2課体制に 三条地域振興局発足に伴い執務室を移転（2階→3階） *業務課1課体制に 新潟タクシーメーター走行検査場を新潟市中央区鑑西に新築移転

3 機構及び職員

当所は産業労働部（主務課：産業政策課）に属しており、機構と職員の配置状況は以下のとおりとなっている。

(1) 機構



(2) 職員の配置状況

(令和7年4月1日現在)

区分	事務職員	技術職員	臨時職員	計	一般計量教習 修了者数
所長	1	—	—	1	—
業務課長	1	—	—	1	—
業務課	6	— (4)	1	7 (4)	3
計	8	— (4)	1	9 (4)	3

(注) () 内は、環境技術職員の兼務数

4 基準器及び検定（検査）設備

基準器とは、検定、定期検査、その他計量器の検査のうち、省令で定める検査に用いる計量器である。一般の計量器より高い精度が要求され、それぞれ国、県又は日本電気計器検定所の基準器検査に合格（基準器検査証印を付す）したものを備えなければならない。

当所が所有する基準器及び検定（検査）設備のうち、主なものは下表のとおりである。
（令和7年4月1日現在）

(1) 基準器

(2) 検定（検査）設備

種 類	型式又は能力	個数	種 類	型式又は能力	個数
基 準 卷 尺	5m	1	タクシーメーター装置検査用回転数計	携帯用	8
〃	10m	1	ガ レ ー ジ ジャ ッ キ		5
タクシーメーター装置検査用基準器	定置式両輪掛	4	エ ア ー コ ン プ レ ッ サ ー		3
基 準 手 動 天 び ん	30kg	1	実 用 基 準 分 銅	1t	40
〃	5kg	1	〃	500kgバケツト	15
〃	200g	1	〃	20kg	94
基 準 台 手 動 は かり	50 kg/20g	1	〃	10kg	16
特 級 基 準 分 銅	20kg～1mg	1 組	〃	5kg	38
〃	10kg	2	〃	2kg	48
〃	1kg～5mg	2 組	〃	1kg以下組	15 組
1 級 基 準 分 銅	10kg～1kg	1 組	〃	500mg 以下	6 組
〃	1kg～1g	1 組	直 流 電 圧 計	HM-15A 型	1
〃	500 mg～1mg	2 組	直 流 電 圧 発 生 装 置	TR-6141 型	1
液体メーター用基準タンク	5L	3	電 磁 式 は かり	1,100kg	1
〃	10L	3	〃	26.1kg	1
〃	20L	2	〃	5.1kg	1
〃	50L	1	〃	2,300g	1
〃	100L	1	〃	220g	1
〃	200L	1	保 管 庫	TDC-280E	1
基 準 全 量 フ ラ ス コ	10L	2	※ タクシーメーター装置検査用基準器（両輪掛）は、三条地域振興局に2台のほか、新潟タクシーメーター走行検査場及び長岡地域振興局の走行検査場に各1台設置してある。		
〃	5L	1			
〃	100mL	1			
基 準 重 錘 型 圧 力 計	10MPa	1			
基 準 比 重 浮 ひ よ う	0.69～0.83	1			
基 準 浮 ひ よ う 型 密 度 計	LPG 用	1			
基 準 ガ ラ ス 製 温 度 計	-2℃～52℃	1			
〃	0℃,33℃～42℃	1			

5 歳入及び歳出

(1) 歳 入

(単位：千円)

項 目	決 算 額				
	令和2年度	3	4	5	6
(款) 使用料及び手数料	11,666	9,172	10,848	12,067	9,743
(項) 手数料	11,666	9,172	10,848	12,067	9,743
(目) 証紙・電子申請・窓口 キャッシュレス収入	11,666	9,172	10,848	12,067	9,743
特定計量器関係 登録・指定手数料	193	79	295	268	92
特定計量器 検定手数料	6,603	6,901	6,932	7,695	6,561
特定計量器 検査手数料	4,869	2,191	3,620	4,102	3,089
(款) 諸 収 入	2,129	2,344	2,269	2,305	2,130
(項) 雑 入	2,129	2,344	2,269	2,305	2,130
(目) 雑 入	2,129	2,344	2,269	2,305	2,130
雑 入	2,129	2,344	2,269	2,305	2,130
合 計	13,796	11,516	13,118	14,373	11,873

(注) 千円未満切捨てのため、積上げと目計及び合計が一致しないことがある。
 証紙収入は消印実績（過納があった場合の過納額を含む。）。当所の主な収入は、手数料収入（証紙・電子納付・窓口キャッシュレス納付による収入）
 ※電子納付は令和4年度、窓口キャッシュレス納付は令和5年度より）及び出張検定等に要する費用収入（雑入）である。
 令和2年度～令和5年度の（款）財産収入（項）財産売払収入（目）物品売払収入の物品売払収入及び令和2年度～令和6年度の会計年度任用職員の雇用保険料は記載を省略。

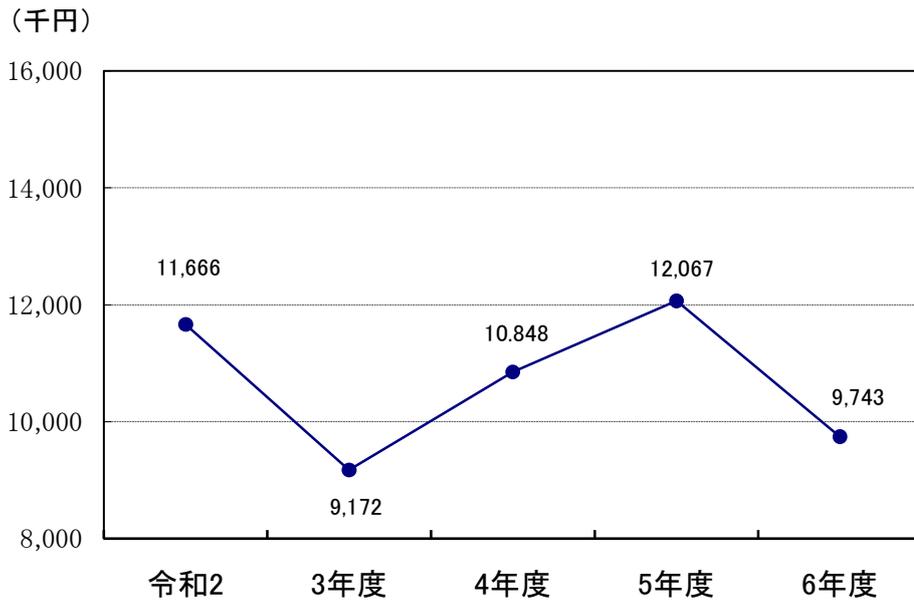
(2) 手数料収入内訳

(単位：円)

種 別	令和2年度		3		4		5		6		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
特定計量器関係 登録・指定手数料	78	193,150	74	79,900	66	295,750	43	268,450	41	92,474	
内 訳	計量証明事業 登録手数料	2	112,200	-	-	4	224,400	4	224,400	1	56,100
	計量証明事業登録証 訂正手数料	-	-	2	3,700	1	1,850	5	9,250	-	-
	計量証明事業登録証 再交付手数料	1	1,850	-	-	-	-	-	-	-	-
	適正計量管理事業所 指定手数料	6	16,200	4	10,800	3	8,100	3	8,100	1	2,700
	適正計量管理事業所 計量管理検査手数料	2	15,400	2	15,400	2	15,400	1	7,700	1	7,700
	特定計量器検定・検査 合格証明書交付手数料	33	30,500	37	35,500	27	31,500	12	10,000	15	14,500
	計量証明事業者 証明書交付手数料	28	14,000	20	10,000	25	12,500	16	8,000	23	11,474
	製造・修理・販売事業者 証明書交付手数料	6	3,000	9	4,500	4	2,000	2	1,000	-	-
特定計量器検定手数料	869	6,603,770	874	6,901,560	873	6,932,160	917	7,695,880	867	6,561,368	
内 訳	検定手数料	363	4,369,970	385	4,794,780	363	4,849,470	359	5,582,530	348	4,444,358
	装置検査手数料	506	2,233,800	489	2,106,780	510	2,082,690	558	2,113,350	519	2,117,010
特定計量器検査手数料	148	4,869,380	101	2,191,200	98	3,620,970	109	4,102,700	101	3,089,761	
内 訳	基準器検査手数料	100	1,603,380	71	1,312,500	61	1,303,970	91	1,277,500	66	1,347,261
	計量証明検査手数料	48	3,266,000	30	878,700	37	2,317,000	18	2,825,200	35	1,742,500
合 計	1,095	11,666,300	1,049	9,172,660	1,037	10,848,880	1,069	12,067,030	1,009	9,743,603	

(注) 収入証紙の消印実績（過納があった場合の過納額を含む）、電子納付及び窓口キャッシュレス納付による収入。
 収入額は各年度の決算額であり、特定計量器の検定個数に対する検定手数料（10、12ページ）とは一致しない場合がある。

(3) 過去5年間手数料収入実績推移



(4) 歳 出

(単位：千円)

項 目	令和5年度		令和6年度		令和7年度
	当初予算額	決算額	当初予算額	決算額	当初予算額
(目) 計 量 検 定 所 費	20,198	19,158	20,116	20,556	19,004
(節) 報 酬	1,950	1,977	1,699	1,992	1,929
期 末 勤 勉 手 当	-	-	661	766	770
共 済 費	311	121	397	167	466
賃 金	-	-	-	-	-
報 償 費	-	-	-	-	-
旅 費	1,323	882	1,255	830	1,257
需 用 費	2,422	2,172	2,503	4,447	2,731
役 務 費	549	442	479	434	565
委 託 費	8,972	8,904	10,466	10,565	9,088
使用料及び賃借料	2,615	2,056	2,538	1,253	2,077
備 品 購 入 費	1,967	2,524	-	-	-
工 事 請 負 費	-	-	-	-	-
負担金・補助金及び交付金	74	67	96	82	99
補償補填及び賠償金	1	-	1	-	1
公 課 費	14	13	21	20	21

(注) 決算額は四捨五入のため、節の積上げと目計が一致しないことがある。